

国河砂第30号  
平成17年9月12日

〇〇都道府県砂防担当部長 宛

国土交通省河川局  
砂防部砂防計画課長

### 台風等による土砂災害に対する警戒避難体制の強化について

標記については、平素より格段のご尽力を頂いているところであるが、本年も台風14号による土砂災害により、多数の死者・行方不明者が生じた。今後、さらなる台風等も予想されることから、土砂災害対策に万全の体制を整える必要がある。

ついては、「出水期における防災対策について(平成17年5月27日付国河災第2号、国土交通事務次官)」等を通知しているところであるが、下記の事項に留意し、人命の安全確保を最重点とする土砂災害に対する警戒避難体制の強化に万全の措置を講ずるよう改めてお願いする。

#### 記

##### 1. 情報伝達の徹底について

従前から土砂災害警戒避難基準に関する情報については、都道府県から関係市町村に対し自動応答装置、FAX、インターネット等により提供しているところであるが、警戒避難基準の超過が都道府県から市町村へ伝達された状況下においては、口答による着信確認、土砂災害に対する警戒避難に係わる情報提供や市町村に対して早めの避難勧告の発令を促す等の助言を行うなど、より一層綿密な情報伝達に努めること。

##### 2. 市町村への説明の実施について

台風14号による土砂災害においても、土砂災害警戒避難基準に関する情報や土砂災害警戒情報が市町村へ伝達されたが、災害が発生した市町村において、避難勧告の発令等に活用されずに災害が発生した事例が見られた。このことから、改めて、本情報の目的、意味等について市町村に対して説明するとともに、本情報が伝達された状況下においては、本情報を避難勧告の発令等に活用するよう市町村に対して説明を行うこと。